

## 第4章 緊急事態応急対策

### 第1節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応、全面緊急事態に至ったことにより、原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

### 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

#### 1. 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

##### (1) 情報収集事態が発生した場合

###### ア 原子力規制委員会からの情報提供

原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合は、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、薩摩川内市、関係周辺市町に対し情報提供を行うものとし、国現地情報連絡室は、県、薩摩川内市、関係周辺市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとする。

###### イ 九州電力からの連絡

九州電力は、情報収集事態を認知した場合は、直ちに発電所の状況を確認し、県に連絡するものとする。

###### ウ 県の確認

県は、国からの情報収集事態の情報提供又は九州電力からの連絡を受けた場合は、直ちに原子力防災専門官に連絡するとともに九州電力に発電所の状況について確認するものとする。

また、情報収集事態の発生について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

###### エ 施設の状況確認と連絡等

連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携を図りつつ九州電力に施設の状況確認を行いその結果を速やかに県に連絡するものとする。

県は、その結果、発電所に異常の発生を確認した場合には、直ちに薩摩川内市及び関係周辺市町並びに関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

###### オ 町からの連絡、準備等

町は、九州電力及び県等から通報・連絡を受けた事項について、関係部署、防災関係機関に連絡するものとする。

##### (2) 警戒事態（AL）が発生した場合

###### ア 九州電力からの通報

九州電力の原子力防災管理者は、警戒事態の発生又は発見の通報を受けた場合直ちに原子力規制委員会をはじめ県、薩摩川内市、関係機関等へ連絡するものとする。

#### イ 原子力規制委員会からの情報提供

原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は、九州電力等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、薩摩川内市、関係周辺市町に対し情報提供を行うものとし、国事故警戒本部は、県、薩摩川内市、関係周辺市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。

また、薩摩川内市に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう要請し、UPZ外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。

#### ウ 国からの関係機関等への連絡

県は、国から連絡があった場合など警戒事態の発生を認知した場合は、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

また、必要に応じて、警戒事態の発生及びその後の状況について、県内全市町村、熊本県及び宮崎県に速やかに連絡するものとする。

#### オ 町からの連絡、準備等

町は、県等から通報・連絡を受けた事項について、関係部署、防災関係機関に連絡するものとする。

また、県から状況により、PAZ地区住民の受入れ支援の依頼を受けた場合はおおむね以下の手順で措置する。

細部は、当時の状況による。

- ① 町は、薩摩川内市から受入れ支援の要請を受ける。
- ② 町は、県から川内原発の事故状況や避難予定者数等の連絡を受ける。
- ③ 町及び避難所責任者は、被災状況等を考慮して受入れの可否を検討する。
- ④ 町は、検討した結果を県（原子力安全対策課）に報告する。
- ⑤ 町は、県から避難所の開設及び要避難者の受入れ準備の要請を受ける。
- ⑥ 町及び避難所責任者は、受入れのため所要の準備等を行う。

### (3) 九州電力から施設敷地緊急事態（SE）発生の通報があった場合

#### ア 九州電力からの通報

九州電力の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態の発生又は発見の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、薩摩川内市、関係周辺市町、県警察本部、薩摩川内市消防局、串木野海上保安部、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとする。

さらに、県、原子力規制委員会等主要な機関に対しては、その着信を確認するものとする。

イ 原子力緊急事態宣言の判断等の連絡

原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言が発生しているか否かの判断を直ちに行い事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、県をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、薩摩川内市、関係周辺市町、県警察本部及び公衆に連絡するものとする。

ウ 施設敷地緊急事態要避難者の避難実施等の要請

国事故対策本部は、薩摩川内市に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう要請するものとし、関係周辺市町に対し、屋内退避の準備を行うよう要請するとともにUPZ外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段等の確保等）の協力を要請するものとする。

エ 国の職員による現場の状況等確認後の連絡

原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ国、薩摩川内市、関係周辺市町、関係周辺都道府県に連絡するものとする。

オ 県からの関係機関等への連絡

県は、九州電力及び国から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し、薩摩川内市、関係周辺市町、受入市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(ア) 薩摩川内市と同様の情報を関係周辺市町及び受入市町村等に連絡

(イ) 連絡の際は、PAZ内の住民避難が円滑に進むよう配慮してほしい旨をUPZ内の住民等に伝達するよう依頼

(ウ) 必要に応じて、事故の状況等について、県内全市町村、熊本県及び宮崎県に速やかに連絡

カ 町からの連絡、準備等

町は、県等から通報・連絡を受けた事項について、関係部署、防災関係機関に連絡するものとする。

また、県から状況により、PAZ地区住民の受入れ支援の依頼を受けた場合はおおむね以下の手順で措置する。

細部は、当時の状況による。

- ① 町は、県から施設敷地緊急事態発生時の連絡及び要避難者の受入れ、一般住民の受入れ準備について要請を受ける。
- ② 町は、避難所の開設完了を県（原子力安全対策課）に報告する。
- ③ 町は、県から要避難者の受入れ等の要請を受ける。
- ④ 町は、避難元市町が避難を開始する時点で、県から避難行動の連絡を受ける。
- ⑤ 町及び避難所責任者は、受付状況等を逐次県に報告する。  
(※ 特に、要避難者到着時及び受付完了時の状況を報告する。)

#### (4) 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を検出した場合

##### ア 原子力防災専門官等への連絡等

県は、施設敷地緊急事態発生の通報がない状態において、県が設置している環境放射線監視テレメータシステムにより、モニタリングポストにおいて施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を検出した場合は、直ちに原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡するとともに必要に応じ九州電力に確認を行うものとする。

##### イ 施設の状況確認と連絡等

連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携を図りつつ九州電力に施設の状況確認を行いその結果を速やかに県に連絡するものとする。

県は、その結果を受け、施設敷地緊急事態の発生を確認した場合には、直ちに薩摩川内市、関係周辺市町、受入市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

##### ウ 町からの連絡

町は、九州電力及び県等から通報・連絡を受けた事項について、関係部署、防災関係機関に連絡するものとする。

## 2. 応急対策活動情報の連絡

### (1) 警戒事態（AL）発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

#### ア 九州電力からの連絡等

九州電力は、県をはじめ原子力規制委員会、薩摩川内市、関係周辺市町、県警察本部、薩摩川内市消防局、串木野海上保安部、原子力防災専門官等に施設の状況、九州電力の応急対策活動の状況及び緊急時対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するとともに国事故警戒本部及び国事故現地警戒本部にも文書により連絡するものとする。

#### イ 国との連携

県は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに九州電力等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど相互の連絡を密にするものとする。

#### ウ 薩摩川内市及び関係周辺市町との連携

県、薩摩川内市及び関係周辺市町は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

#### エ 関係機関等との連携

県は、受入市町村、自衛隊、第十管区海上保安本部、鹿児島地方気象台及びその他の関係機関等との間において、九州電力及び国から通報・連絡を受けた事項自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど連絡を密にするものとする。

#### オ 国事故現地警戒本部との連携

県は、国事故現地警戒本部との連携を密にするものとする。

#### カ 町からの連絡、準備等

町は、県等から通報・連絡を受けた事項について、関係部署、防災関係機関に連絡するとともに県との連携を密にするものとする。

## **(2) 施設敷地緊急事態（SE）発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡**

### ア 九州電力からの連絡等

九州電力は、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、薩摩川内市、関係周辺市町、県警察本部、薩摩川内市消防局、串木野海上保安部、原子力防災専門官等に施設の状況、九州電力の応急対策活動の状況及び緊急時対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するとともに国事故対策本部及び国事故現地対策本部に連絡するものとする。

### イ 国との連携

県は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに九州電力等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど相互の連絡を密にするものとする。

### ウ 薩摩川内市及び関係周辺市町との連携

県、薩摩川内市及び関係周辺市町は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

### エ 関係機関等との連携

県は、受入市町村、自衛隊、第十管区海上保安本部、鹿児島地方気象台及びその他の関係機関等との間において、九州電力及び国から通報・連絡を受けた事項自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど連絡を密にするものとする。

### オ 現地事故対策連絡会議との連携

県は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

### カ 広域連携

県は、必要に応じて応急対策活動の状況等について、県内全市町村、熊本県及び宮崎県に速やかに連絡するものとする。

### キ 薩摩川内市及び関係周辺市町からの関係機関等への連絡

薩摩川内市及び関係周辺市町は、事故の状況やモニタリング情報、被害の状況避難等の状況、医療活動情報などの応急対策活動内容について、自治会、消防団農協、漁協、要配慮者に係る施設（病院、福祉施設、学校、観光施設等）等へ電話・FAX等を利用して連絡を行う。

また、薩摩川内市及び関係周辺市町が行う応急対策活動について、県、県警察消防機関、その他の関係機関に対して継続的に連絡する。

### ク 町からの連絡、準備等

町は、県等から通報・連絡を受けた事項について、関係部署、防災関係機関に連絡するとともに避難元自治体等との連携を密にするものとする。

## **(3) 全面緊急事態（GE）における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）**

### ア 九州電力からの連絡等

九州電力の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、薩摩川内市、関係周辺市町、県警察本部、薩摩川内市消防局、串木野海上保安部、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。

#### イ 全面緊急事態の連絡

原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は、直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとする。

#### ウ オフサイトセンターでの対応

県は、国現地本部、指定公共機関、薩摩川内市、関係周辺市町、指定地方公共機関及び九州電力その他関係機関とともにオフサイトセンターにおいて、原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能グループにそれぞれ職員を配置することにより常時継続的に必要な情報を共有するとともに県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

また、県は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

#### エ 原子力防災専門官の対応

原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに県、薩摩川内市、関係周辺市町をはじめ九州電力、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うものとする。

#### オ 町からの連絡、準備等

町は、県等から通報・連絡を受けた事項について、関係部署、防災関係機関に連絡するとともに県及び避難元自治体等との連携を密にするものとする。

### 3. 一般回線が使用できない場合の対処

#### (1) 国の指示等の確実な伝達

原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ衛星電話インターネットメール、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとする。

#### (2) 県から市町村への連絡

県は、国から伝達された内容を市町村に確実に連絡するものとする。

なお、地震や津波等の影響に伴い一般回線が使用できない場合は、衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し確実な伝達を図るものとする。

#### (3) 災害対策用移動通信機器等の利用

九州総合通信局では、災害対策用移動通信機器（簡易無線機、MCA用無線機、衛星携帯電話）や災害対策用移動電源車、可搬型発電機及び臨時災害放送局用機器を備蓄しており、災害時に県や市町村等に無償貸与することができることとなっている。県は、九州総合通信局に対して、必要な通信機器等の貸し出しを要請するものとする。

#### (4) 町からの連絡、措置

町は、一般回線が使用できない場合は、衛星携帯電話、インターネットメール、放送機関等多様な手段を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

### 第3節 活動体制の確立

#### 1. 町の活動体制

第2章第1節に掲げる災害応急対策における対応基準及び第2章第2節に掲げる防災活動体制並びに以下の体制にしたがって、災害応急体制をとるものとする。

#### 2. 専門家の派遣要請

特定事象発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請するものとする。

#### 3. 応援要請及び職員の派遣要請等

##### (1) 応援要請

ア 他市町村等に対する応援要請

必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対して速やかに応援要請を行うものとする。

イ 緊急消防援助隊の出動要請

必要に応じ、県に対して緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

##### (2) 職員の派遣要請等

ア 関係機関への職員派遣要請

町長は、緊急事態応急対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

イ 専門的事項の援助要請

町長は、緊急事態応急対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

#### 4. 自衛隊の派遣要請等

町長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を依頼するものとする。

また、町長は、自衛隊による支援の必要がなくなると認めるときには、速やかに知事に対し、自衛隊の部隊等の撤収を要請するものとする。

#### 5. 原子力被災者生活支援チームとの連携

##### (1) 原子力被災者生活支援チームの設置

国の原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部の下に被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置する。原子力被災者生活支援チームは、県の庁舎等へ原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び必要な要員を派遣し、住民等の状況把握及び生活支援等に関する被災地方自治体等との連絡・調整を行う。

## **(2) 原子力被災者生活支援チームとの連携**

町は、県と連携し、災害対策本部を中心として、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子供等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担による汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

## **6. 防災業務関係者の安全確保**

緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

### **(1) 防災業務関係者の安全確保方針**

#### **ア 適切な被ばく管理**

防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地本部）と現場指揮者との間で連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

#### **イ 二次災害の防止**

二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務関係者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

### **(2) 防護対策**

#### **ア 防護資機材の装着等の指示**

現地本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

#### **イ 防護資機材の調達の要請等**

防護資機材に不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合には、関係機関に対して、防護資機材の調達の要請を行うものとする。

### **(3) 防災業務関係者の放射線防護**

#### **ア 放射線防護基準**

防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、原子力災害対策指針に基づき放射線業務従事者に対する線量限度を参考とするが、防災活動に係る被ばく線量をできるだけ少なくするよう努めるものとする。



**(参考) 放射線業務従事者に対する線量限度**

区 分		通常作業	緊急作業	
実 効 線 量		① 5年間 100mSv	100mSv	※250mSv
		② 1年間 50mSv	—	—
		③ 3ヶ月間 5mSv (女子)	—	—
		④ 1mSv (妊娠中の女子)		
等 価 線 量	眼の水晶体	① 5年間 100mSv ② 1年間 50mSv	300mSv	
	皮膚	1年間 500mSv	1Sv	
	腹部表面	2mSv (妊娠中の女子)	—	

※ 原子力災害対策特別措置法第10条の一部及び15条の事象が発生した場合

核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示 (平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)

イ 被ばく管理

町は、県と連携又は独自に職員の被ばく管理を行うものとし、放射線防護を担う班は、現地災害対策本部等に被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ県など関係機関に対し、除染等の医療措置を要請するものとする。

**(4) 安全対策**

ア 防護資機材の確保

応急対策活動を行う町の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

イ 関係機関との情報交換

応急対策を行う職員等の安全確保のためオフサイトセンター等との間で、国、県、薩摩川内市、関係周辺市町及び九州電力と相互に密接な情報交換を行うものとする。

**第4節 緊急時モニタリング**

**1. 原子力発電所において想定される放射性物質の放出形態**

福島第一原子力発電所事故を踏まえると原子力発電所からの放射性物質の放出形態は、複合的であることを十分考慮する必要がある。

大気への放出の可能性のある放射性物質	
区 分	放射性物質
気 体 状	クリプトン、キセノン等放射性希ガス
揮 発 性	放射性ヨウ素、放射性セシウム
そ の 他	放射性物質のエアロゾル (気体中に浮遊する微粒子)

**2. 緊急時モニタリング結果の活用**

県は、緊急時モニタリング計画等に沿って、オフサイトセンター内で共有された評価結果を薩摩川内市及び関係周辺市町と共有する。

この際、町は、県を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報等の迅速な把握に努めるものとする。

## 第5節 退避、屋内退避等の防護活動

### 1. 退避、屋内退避等の防護活動の実施

原子力災害対策指針や国や県の定めるマニュアル等を踏まえ、退避、屋内退避等の防護活動を実施するものとする。

この際、町は、基本的に「UPZ内の住民等に係る防護措置を実施する基準」を準用し、国の指示によりこれを実施するものとする。

#### (1) 避難準備

##### ア 住民の避難準備

原子力災害に伴う避難指示又は避難準備情報の発出が見込まれる段階で、避難の準備を整えるものとする。

##### イ 病院等医療機関等の避難準備

病院等医療機関、社会福祉施設、学校等施設、不特定多数の者が利用する施設（以下「医療機関等」という。）に対して、状況により、避難の受入れ準備を要請し、避難準備を整える。

#### (2) 町における緊急時防護措置の実施（準用する防護措置）

##### ア 国や県の助言等

国は、放射性物質の放出後、県、薩摩川内市及び関係周辺市町に対し、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて、薩摩川内市及び関係周辺市町が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について指示助言等を行う。

また、県は、UPZ内の住民について、一時移転等の防護措置が必要となったとき、予定した避難所のある方向の空間放射線量率が高いなど、避難先として不相当である場合には、避難施設等調整システムを活用して、他の避難所を使用するよう調整するものとする。

なお、県は、薩摩川内市及び関係周辺市町から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

##### イ 国の指示等に基づく避難等の実施

町は、PAZ内の予防的防護措置（避難）の実施に合わせ、国の指示又は独自の判断により、原則として予防的防護措置（屋内退避）を行うこととし、住民等にその旨を伝達するとともに、必要に応じて予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

また、国の指示に従い又は独自の判断により、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに住民避難の支援が必要な場合には、県と連携して国に要請するものとする。

##### ウ 町長の意見陳述

町長は、国から指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

### (3) 感染症流行下での防護措置の基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において原子力災害が発生した場合は、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、町民等の生命・健康を守ることを最優先とする。

### (4) 避難方法

#### ア 避難の手段

避難の際は、原則、自家用車両を利用するものとし、自家用車両による避難が困難な住民については、近所の方との乗り合い又は集合場所に参集し、町等の準備した車両により避難を行う。

避難にあたっては、自力で避難することが困難な要配慮者に十分配慮するものとする。

この際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下では、避難過程における感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者とを分離するとともに3密の防止やマスクの着用、手洗いなどの基本的な感染症対策を実践するものとする。

#### イ 避難車両の手配

町は、避難車両が不足する場合、県を通じて、県バス協会、消防機関、自衛隊等に要請し、手配した車両により避難を行う。

さらに避難車両が必要な場合には、国へ要請するものとする。

### (5) 避難状況の確認

町は、避難のための立退きの勧告又は指示等の連絡を行った場合は、地域等と協力して、戸別訪問、避難所における確認等により、住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果は、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

### (6) 交通誘導

受入市町村として、避難住民の避難所までの速やかな移動を実現するため、主要な避難経路（幹線道路）から避難所までの間の誘導に協力する。

### (7) 避難開始当初の避難所の開設・運営に係る受入市町村としての協力

住民の迅速な避難に全力を挙げるものとし、薩摩川内市等からの避難住民の受入業務は、受入要請を踏まえて、必要な協力を行うものとする。

薩摩川内市等は、避難開始直後から各避難所へ職員を順次派遣するとともにできるだけ早期に町から避難所の運営の移管を完了するものとする。

### (8) 住民等への避難指示

#### ア 住民への避難指示

防災行政無線、広報車、ホームページ等のあらゆる情報発信手段を活用して地域住民に対し避難指示等の伝達に努める。

また、区長会、消防団、農協、要配慮者に係る施設等へ電話・FAX等を利用して連絡を行う。

なお、連絡は迅速に行い、内容は、正確かつ簡潔なものとする。

イ 防災関係機関等への協力要請

避難・屋内退避等の指示を行う場合には、消防機関や警察署その他の防災関係機関に指示内容を伝達するとともに協力を要請する。

ウ 避難所への町職員の派遣

避難所に職員を派遣し、災害対策本部及び避難住民との連絡調整にあたらせる。

エ 行政機能移転の際の住民への周知

町の庁舎等が避難対象区域に該当するなど使用できず、機能移転する場合にはその旨を住民に周知する。

オ 受入市町村としての住民への周知

防災行政無線、ホームページ等を利用し、薩摩川内市等からの避難住民の受入れを行うこと及び不要不急の車両の運転を控えるよう住民に伝達する。

カ 住民等への周知

P A Z内の住民等に対して避難指示が出された際には、P A Z内の住民等が円滑に避難できるよう配慮すべきことについて、住民等に対して周知徹底を図るものとする。

キ 住民等への情報提供

あらゆる情報発信手段を活用して、事故の状況等について、情報提供に努める。情報提供にあたっては、迅速に行い、内容は、正確かつ簡潔なものとする。

## 2. 避難所等

### (1) 避難所の開設等の支援

町は、県と連携し、必要に応じ避難及び避難退域時検査等の場所を開設し、住民等に対して周知徹底を図るものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設するものとする。

### (2) 避難者情報の早期把握

町は、県と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者等の居場所や安否確認に努め、把握した情報について、県及び町に提供するものとする。

### (3) 避難所の生活環境整備

#### ア 生活環境の把握

町は、県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

#### イ 避難の長期化等への配慮

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師管理栄養士等の常駐又は巡回体制の状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保配食等の状況、ごみ処理の状況など避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、避難所の運営を安定的に維持するため必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

### (4) 避難所における被災者のケア

#### ア 被災者の健康状態の把握

町は、県と連携し、避難所における被災者が、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来たす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

#### イ 避難行動要支援者等への配慮

要配慮者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ医療機関や福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO法人、ボランティア団体等の協力を得つつ計画的に実施するものとする。

また、県と連携して保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

#### ウ 避難所や被災地の衛生状態の確保

避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

### (5) 女性や子育て家庭への配慮

町は、県の協力のもと、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮するものとする。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

### (6) 避難の長期化に伴うホテル等の活用

町は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

### (7) 住宅のあっせん等

町は、県の協力のもと避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により避難所の早期解消に努めることを基本とする。

## **(8) 応急仮設住宅の建設等**

応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設するものとする。

ただし、建設にあたっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合は、必要に応じて国及び県に資機材の調達を要請するものとする。

## **3. 広域避難**

### **(1) 広域避難に伴う避難所等の検討**

薩摩川内市及び関係周辺市町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町の区域外への広域的な避難及び避難所の提供が必要であると判断した場合において県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他県の市町村への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で自ら他県内の市町村に協議することができる。

### **(2) 県の協力**

県は、薩摩川内市及び関係周辺市町から協議要求があった場合、他県と協議を行うものとする。

### **(3) 国や県の助言**

国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとし、県は、薩摩川内市及び関係周辺市町から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

## **4. 広域一時滞在**

### **(1) 避難の長期化に伴う避難所等の検討**

災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化に鑑み、避難対象区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他県の市町村への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めるものとする。

### **(2) 県の協力**

県は、町から上記の協議要求があった場合、他県と協議を行うものとする。

また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要請を待たずともまがないときは、町の要請を待たずに、広域一時滞在のための要請を町に代わって行うものとする。

### (3) 県の助言

町は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。

## 5. 避難退域時検査及び簡易除染

### (1) 国の指示による実施

原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染を実施するよう県に指示するものとする。

### (2) 避難退域時検査等の実施

県は、九州電力等と連携し、OILに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民等（避難に使用された車両及びその乗務員や携行物品を含む。ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。）を対象に避難退域時検査及び簡易除染を実施する。

避難退域時検査場所は、候補地の中から被災の状況、避難又は一時移転を指示された地域の人口、避難経路、避難車両数及び避難退域時検査場所の規模等を踏まえて選定する。

なお、避難に使用された車両については、避難先における放射能汚染を防止するため、避難退域時検査を行い、汚染が認められた場合には、自衛隊等関係機関の協力を得て簡易除染を行うものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下においては、避難退域時検査場所における感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施するものとする。

## 6. 安定ヨウ素剤の服用

県は、原子力災害対策指針を踏まえ、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

### (1) 事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示

ア 安定ヨウ素剤が事前配布されたPAZ内の住民等に対しては、原子力緊急事態宣言が発出された時点で、直ちに、安定ヨウ素剤の服用指示が原子力規制委員会の判断に基づき、原子力災害対策本部又は地方公共団体から出される。

イ 県は、避難又は屋内退避等の対象区域を含む市町と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき又は独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。

### (2) 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示

ア 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示するものとする。

イ 県は、避難又は屋内退避等の対象区域を含む市町と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき又は独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で安定ヨウ素剤を配布するとともに服用を指示するものとする。

ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合は、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行うものとする。

## **7. 要配慮者への配慮**

### **(1) 要配慮者への配慮**

町は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

### **(2) 在宅の要配慮者の避難**

在宅の要配慮者については、町の要配慮者避難支援プラン等に基づき、避難支援者、地元自治会、自主防災組織等の支援を受け避難を行うものとする。

在宅の要配慮者を避難させた場合、その旨を県に速やかに連絡するものとする。

### **(3) 病院等医療機関における避難措置**

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと迅速かつ安全に入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。

入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県及び避難対象の市町に対し速やかにその旨連絡するものとする。

また、県は、一時移転等の防護措置が必要となった場合は、国の協力のもと医師会等の関係機関と連携し、避難施設等調整システムを活用して、一時移転等が必要となった医療機関の入院患者の避難先となる医療機関を調整するものとする。

県内の医療機関では転院に対処できない場合は、国に対し、受入れ協力を要請するものとする。

### **(4) 社会福祉施設における避難措置**

社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと迅速かつ安全に入所者又は利用者を避難させるものとする。

入所者又は利用者を避難させた場合は、県及び避難対象の市町に対し速やかにその旨連絡するものとする。

また、県は一時移転等の防護措置が必要となった場合は、避難施設等調整システムを活用して、一時移転等が必要となった社会福祉施設の避難先を調整するものとする。



被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。

#### **(5) 学校等施設における避難措置**

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合はあらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。

また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、町に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

#### **(6) 避難誘導・移送体制時の留意事項**

要配慮者においては、避難者を健康上等のリスクにさらすことなく移動させることができない場合は、放射線防護対策が実施された屋内退避施設などへの屋内退避措置をとり、移動手段や他の防護措置を確保し、移動によるリスクが低いことを確認できた後に医師、看護師、介護福祉士、教諭、保育士等のサポートにより、避難を行うものとする。

### **8. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置**

駅、ショッピングセンター、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難のための立退きの指示等があった場合は、施設の利用者等を避難させるものとする。

また、利用者を避難させた場合は町に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

### **9. 警戒区域の設定、避難の指示の実効を上げるための措置**

町は、警戒区域又は避難を指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。

### **10. 飲食物、生活必需品等の供給**

#### **(1) ニーズに応じた物資の確保・供給**

町は、県、国、企業、NPO法人などの関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。

なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

#### **(2) 物資の被災者への供給**

備蓄物資、自ら調達した物資及び国、県、他市町村等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。

### **(3) 物資の調達の要請**

供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、県、国（物資関係省庁）又は原子力災害対策本部に物資の調達を要請するものとする。

### **(4) 被災市町への支援**

県は、避難対象の市町において、備蓄物資等が不足するなど緊急事態応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなどその事態に照らし緊急を要し、当該市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、物資を確保し輸送するものとする。

### **(5) 運送事業者への要請**

緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、県を通じて、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。

## **第6節 治安の確保及び火災の予防**

町は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保、火災の予防等について、治安当局等関係機関と協議し、万全を期すとともに国や県と協力のうへ火災予防に努めるものとする。

特に、避難のための立退きの指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

## **第7節 飲食物の摂取制限及び出荷制限**

### **1. 摂取制限の実施**

国は、放射性物質が放出された後、OILに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限を実施するよう関係地方公共団体に指示することとされている。

県及び町は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の摂取制限を実施するものとする。

### **2. 汚染検査の実施**

国は、OILに基づき、緊急時モニタリングの結果により飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県等における検査計画の策定・検査の実施を指示・要請するものとされている。

また、当該検査の結果を取りまとめ、その結果に基づき、OILの基準等を踏まえ飲食物の摂取制限及び出荷制限の要請について、都道府県等に指示するものとされている。

県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け又は独自の判断により飲食物の検査を実施する。

町は、必要に応じ県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

### 3. 町からの摂取制限等の指示

緊急事態応急対策実施区域として指定された場合の措置は、以下のとおり。

また、必要がなくなった時は、摂取制限等の措置の解除を実施するものとする。

#### (1) 飲用水の摂取制限

当該区域内及び当該区域の住民等に対し、汚染水源の使用及び汚染飲用水の飲用を禁止するものとする。

#### (2) 飲食物の摂取制限

当該区域内の住民等に対し、汚染飲食物の摂取を制限又は禁止するものとする。

#### (3) 農林畜水産物の採取及び出荷制限

当該区域内の放射性物質による汚染のおよぶ地域の農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、汚染農林畜水産物の収穫・採取禁止、出荷制限等を行うものとする。

### 4. 摂取制限時の住民への飲食物等の供給

町は、県から飲食物の摂取制限等の措置を指示されたときは、湧水町地域防災計画（一般災害対策編）第3部第3章第2節の「食料の供給」及び第3部第3章第3節の「応急給水」に基づき、県と協力して関係住民への応急措置を講ずるものとする。

## 第8節 緊急輸送活動

### 1. 緊急輸送活動

#### (1) 緊急輸送の順位

緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。

優先順位	緊急輸送の内容
第1順位	人命救助、救急活動に必要な輸送
第2順位	避難者の輸送（PAZなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
第3順位	緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
第4順位	住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
第5順位	その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

## (2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、以下のものとする。

- ① 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- ② 負傷者、要配慮者を中心とした避難者等
- ③ 緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材
- ④ コンクリート屋内退避所、避難所の維持・管理のために必要な人員、資機材
- ⑤ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ⑥ その他、緊急に輸送を必要とするもの

## 2. 緊急輸送のための交通確保

管理する道路に関して、交通規制にあたる県警察等と相互に密接な連携をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。

## 第9節 救助・救急、消火及び医療活動

### 1. 救助・救急及び消火活動

#### (1) 資機材の確保

救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう必要に応じ県又は九州電力その他の民間の協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

#### (2) 応援の要請

救助・救急及び消火活動について、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、九州電力等に対し、応援を要請するものとする。

この場合、必要とされる資機材は、応援側が携行することを原則とする。

#### (3) 緊急消防援助隊の出動要請

周囲の状況から町内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに緊急消防援助隊の出動等を県に要請するものとする。

なお、要請時には、以下の事項に留意するものとする。

- ア 救助・救急及び火災の状況並びに応援要請の理由、応援の必要期間
- イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ウ 町への進入経路及び集結（待機）場所

#### (4) 職員の惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

この際、県を通じて、精神科医等の専門家の派遣を要請し必要な支援を受ける。

## 2. 医療活動等

### (1) 災害医療活動への協力

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染調査、除染等緊急被ばく医療について協力する。

この際、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、災害拠点病院やDMAT等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。

### (2) 健康相談窓口の設置等

地域住民の被ばくに対する健康不安等に対応するため、健康相談窓口を設置するものとし、必要に応じ、県等と連携して相談に応じるものとする。

## 第10節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

また、住民等から問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、国や県と連携し適切な対応を行える体制を整備する。

## 第11節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生 of 報道を受けて、国内・国外から寄せられる善意の支援申し入れについて、適切に対応するものとする。

### 1. ボランティアの受入れ等

#### (1) 被災地のニーズの把握・調整等

町、県、国及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともにボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。

#### (2) 受入時の配慮

ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

## 2. 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

### (1) 義援物資の受入れ

ア 被災地のニーズの広報

町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

#### イ 義援物資を提供する場合の配慮

国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするように品名を明示する等、梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

### (2) 義援金の受入れ・迅速な配分

町は、県と十分協議の上、被害の程度や被災地の状況等を考慮し、義援金の使用について定めるものとする。

その際、配分方法を工夫するなど出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

## 第12節 行政機能の移転及び業務継続に係る措置

### 1. 行政機能の移転

庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれる場合、行政機能移転先を検討後、退避するとともにその旨を住民等へ周知する。

なお、住民等の避難、学校等においては、生徒等の避難を優先したうえで、機能移転を実施するものとする。

また、機能を移転する場合は、その旨を防災関係機関に連絡するものとする。

### 2. 行政機能移転先での必要な業務の実施

あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、行政機能の移転後も継続する必要がある業務は、行政機能移転先において継続して実施するものとする。

### 3. 県による支援

県は、町の庁舎等が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれる場合、当該指示を受けていない地域内の適切な施設において、必要な業務を継続するための支援を行うものとする。

## 第13節 家畜の飼養管理・飼料管理の指導

放射性物質を含む可能性のある飼料等が家畜に給与されることがないように県、国、関係機関、団体等と連携のうえ、農家及び飼料取扱い業者に対し、放牧の自粛や飼料の保管方法等適切な指導を実施する。